

知的財産推進計画（コンテンツ分野）について

2006年5月18日

## 目次

コンテンツをいかした文化創造国家づくり.....	1
. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する .....	2
1 . ユーザー大国を実現する .....	2
( 1 ) I P マルチキャスト放送の積極的活用を図る.....	2
( 2 ) ユーザーに配慮したプロテクションシステムを採用する .....	3
( 3 ) ユーザーが豊かなコンテンツを楽しめるようにする .....	4
( 4 ) アーカイブ化を促進し、その活用を図る .....	4
( 5 ) 安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する .....	4
2 . クリエーター大国を実現する.....	5
( 1 ) クリエーターが適正なリターンを得られるようにする .....	5
( 2 ) クリエーターの能力発揮を支援する .....	6
( 3 ) コンテンツ分野における人材育成を図る .....	8
( 4 ) 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う.....	10
( 5 ) 優れたコンテンツを顕彰し、制作を促進する.....	10
( 6 ) コンテンツに関する研究開発を促進する .....	11
3 . ビジネス大国を実現する .....	12
( 1 ) プロデューサー機能を強化し、国際的なビジネスを展開する .....	12
( 2 ) コンテンツを輸出する .....	12
( 3 ) 著作権に係る課題を解決する.....	14
( 4 ) 統計資料を整備する .....	16
( 5 ) ライブエンターテインメントを振興する .....	17
( 6 ) 地域コンテンツの活用を促進する .....	17
4 . 改革のロードマップを実現する .....	17
5 . コンテンツ促進法を的確に運用する .....	17
. ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略を進める .....	19
1 . 豊かな食文化を醸成する .....	19
( 1 ) 安全・安心な日本食を世界に広め、日本食人口の倍増を目指す .....	19
( 2 ) 優れた日本産の食材を世界に普及させる .....	20
( 3 ) 安全・安心と正直さが伝わる食材づくりを推進する .....	20
( 4 ) 優れた日本の食文化を評価し、発展させる .....	20

( 5 ) 食を担う多様な人材を育成する .....	20
( 6 ) 国民運動として食育を推進する .....	21
2 . 多様で信頼できる地域ブランドを確立する .....	21
( 1 ) 魅力ある地域ブランドを生成する .....	21
( 2 ) 地域ブランドに対する消費者の信頼を向上させる .....	22
( 3 ) 地方公共団体と産地が一体となった情報発信を奨励する .....	23
3 . 日本のファッションを世界ブランドとして確立する .....	23
( 1 ) 世界に情報発信する .....	23
( 2 ) ファッションビジネスの競争力を高める .....	24
( 3 ) ファッション関係の人材を発掘・育成する .....	25
4 . 日本の魅力を海外に伝える .....	25
( 1 ) 文化外交、観光等と連携した情報発信を行う.....	26
( 2 ) 日本文化の発展や海外発信に貢献した者を顕彰する .....	26
( 3 ) 優れたライフスタイルを評価し、日本ブランドとして確立する .....	27

## コンテンツをいかした文化創造国家づくり

我が国には、映画、音楽、ゲーム、アニメなどのエンターテインメント・コンテンツだけでなく、ファッション、食、地域ブランド等の知的・文化的資産が大きな広がりを持って存在している。

こうした知的・文化的資産も含めたコンテンツは、「知的財産立国」の実現を目指している我が国にとって「国民総文化力」ともいえるべき重要な資産であり、これらの活性化を図ることにより、新しいビジネスチャンスの創出や海外市場への展開が期待できる。

また、知的・文化的資産も含めたコンテンツの活性化は、我が国の多様で豊かな文化力の向上を促すとともに、これらの海外に向けた発信を通じ、新しい時代にふさわしい「日本ブランド」の確立にも貢献している。そのようなコンテンツの活性化には、それを創造する人、楽しむ人の層を厚くすることが重要である。子どもの頃から文化芸術に触れる機会を充実させることにより、創造力豊かな人材が育ち、文化創造国家の大きな原動力となる。

本章では、世界トップクラスのコンテンツ大国の実現とライフスタイルをいかした日本ブランド戦略について、それぞれ施策を取りまとめている。今後は、コンテンツビジネスや、食、地域ブランド及びファッションなどのライフスタイルを観光や文化・外交分野での取組と連携しながら、海外に伝えることにより、日本ブランドを確立・強化することが必要である。

## **．世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する**

2011年には地上デジタル放送への全面移行となるなど、本格的なデジタルコンテンツ時代が到来する。そこでは、インターネット上において、誰でも気軽に参加してコンテンツが創作され、循環していくであろう。今、我々がなすべきことは、多くの国民にとってコンテンツの創造・保護・活用が身近になる時代を展望して、ITモラルやマナーの啓発などIT化の進展に伴う影の部分にも対応しつつ、新しい保護ルールや流通環境を時代に先んじて整えることである。

我が国は、そのような新しいコンテンツ循環社会の広がりを通して、世界トップクラスのコンテンツ大国を目指す。その際、国民一人一人が満足できるユーザー大国、クリエイターが最大限能力を発揮できるクリエイター大国、国際競争力を有したビジネス大国の3つの目標を同時に実現し、「ユーザー」「クリエイター」「ビジネス」のすべてがWin-Winの関係となることを目指す。特に、ユーザーが主役であるといった視点や、実演家を含めコンテンツを創り出すクリエイターを大切にするとといった視点を基本的な姿勢として取り組むことが重要である。

3年間の集中改革期間の最終年度を迎え、これまでの成果を踏まえながら、残された課題とともに新たな課題の速やかな解決を目指して抜本的な改革を進める。

### **1．ユーザー大国を実現する**

ユーザーである国民がそれぞれの好みに応じて満足できるコンテンツを、多様な種類と価格の中から自由に選択できるユーザー大国を実現する。

#### **(1) IPマルチキャスト放送の積極的活用を図る**

2011年の地上デジタル放送への全面移行を円滑に実現するため、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いを早期に明確化し、2006年度中のできるだけ早い国会に、著作権法及び電気通信役務利用放送法の改正案を提出する。その際、クリエイターに十分な報酬が支払われるよう配慮する。

2006年度から、IPマルチキャスト放送事業者自らが魅力的な放送コンテンツを創り、クリエイターに新たな創作チャンスを与えるよう促す。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

**文部科学省より文化審議会著作権分科会において検討中との意見提出あり**

**総務省より通信・放送の在り方に関する懇談会において検討中との意見提出あり**

## (2) ユーザーに配慮したプロテクションシステムを採用する

コンテンツの流通を進めるにあたり、ユーザーの利便性に配慮したプロテクションシステムを採用するため以下の取り組みを進める。

a) 2006年度に措置することとされている地上波デジタル放送に関わるコピーワンス技術の緩和に向けた見直しに代表されるように、一定の枠組における電波利用方式の設定・実施、放送関連機器・システムの規格・運用に関わるプロテクションシステムの設定に関しては、こうした技術規格等が事実上の利用に当たっての制約になり得るということを踏まえ、行政としても、2006年度以降も引き続き、ユーザー、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得、その検討プロセスを公開してその透明化を図ることによりシステム間の競争を促進する。また、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護の双方の観点から、バランスのとれたプロテクションシステムの策定・採用を促進するとともに、透明、競争的かつ継続的な見直しプロセスの明確化を図る。

b) 民間事業者においてプロテクションシステムを検討する場合は、過去の失敗例に学び、ユーザーの利便に配慮するよう奨励する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

**総務省より上記a)に関し、以下の案文に修正願いたい旨意見提出あり**

a) いわゆる「コピーワンス」技術など、電波利用方式の設定・実施、放送関連の機器・システムの規格・運用に関わる著作権保護の仕組みのあり方は、国民視聴者に広くかつ強い影響を与えるものである。従って、行政としても、2006年度も引き続き、技術革新のメリットを国民が最大限に享受できるようにする観点から、既に政府内に設置されているコピーワンスの再検討の場において、幅広い関係者の参加を得て、その検討プロセスを公開してその透明化を図りつつ、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護の双方の観点からもバランスのとれた仕組みの策定、採用と、その透明かつ継続的な見直しプロセスのあり方について検討し、2006年度中に結論を得る。

### **(3) ユーザーが豊かなコンテンツを楽しめるようにする**

#### **弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する**

2006年度も引き続き、消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励し、その実績を公表する。

(公正取引委員会、文部科学省、経済産業省)

#### **音楽用CDにおける再販売価格維持制度について検証する**

ユーザーがコンテンツを選ぶ際に、価格についても幅広い選択肢の中から選ぶことができるよう、2006年度において、音楽用CDについては再販売価格維持制度の運用実態と効果を検証し、必要に応じてより効果的な方途を検討し対応する。

(公正取引委員会、文部科学省、経済産業省)

### **(4) アーカイブ化を促進し、その活用を図る**

2006年度も引き続き、NHKアーカイブスや民間放送事業者等の保有する放送番組などの活用が図られるよう、関係者間の合意や過去の放送番組の二次利用に関する権利処理に係る取組を促す。また、放送番組センターや東京国立近代美術館フィルムセンターの機能の充実を図るとともに、漫画やアニメ関係資料、写真の収集保存について、地域・民間等での取組に協力する。

(総務省、文部科学省)

### **(5) 安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する**

一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、2006年度に「映像コンテンツ倫理連絡会議」(仮称)を設置するなど、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する。

(警察庁、文部科学省、経済産業省)

2006年度中にゲームの対象年齢を表示するレーティング制度の普及等に向けた取組を促進する。

(経済産業省)

インターネット上の違法・有害情報の増大に対処するため、2006年度

も引き続き、サイトの利用の是非を閲覧者が事前に容易に判断できるよう、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示する仕組みの実用化を目指す民間の自主的な取組を支援する。

(総務省)

) 聴覚障害者や高齢者を含む誰もがコンテンツを楽しめるように、2006年度中に、字幕付き日本映画・番組の拡大やウェブアクセスビリティの向上などの取組を奨励する。

(総務省、文部科学省、厚生労働省)

## **2. クリエーター大国を実現する**

個々のクリエイターが適正なリターンを得ながら、最大限に能力を発揮することにより、優れたコンテンツが豊富に生み出されるクリエイター大国を実現する。

### **(1) クリエーターが適正なリターンを得られるようにする**

#### **契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援する**

) コンテンツ業界における関係者の共通理解に基づく契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援するため、映画、音楽配信、アニメ、ゲームソフトなどのコンテンツ業界における業界構造や契約・流通の慣行などについて、2006年度も引き続き、実態を調査し、公表する。

(経済産業省)

) 2006年度も引き続き、個人クリエイターの自主的な組織づくりを奨励するとともに、クリエイターに不利にならない契約慣行や事故災害補償の在り方などの活動環境づくりに向けた検討を行い、必要に応じ所要の措置を講じる。

(厚生労働省、文部科学省)

#### **契約における自主基準やひな形の策定を促進する**

産業規模を拡大し、クリエイターに還元がなされるよう、契約の書面化を促すとともに、二次利用に関する規定を整備した契約に関する自主基準や契約のひな形を、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークと連携して策定することを奨励する。2006年度は映像分野における取組を進めるため、具体

的には以下の取組を進める。

- a) 自分の権利は自分で守るとの原則の下、実演家の組織力の強化を促し、映像に関する実演家の活動環境や著作権等に関する映画会社・放送事業者とのルールづくりに向けた協議を支援する。
- b) 映画業界における契約のひな形づくりを進めるとともに、放送番組については、放送事業者の策定した制作委託取引に関する自主基準や「放送番組の制作委託に係る契約見本」の活用状況のフォローアップを踏まえ、必要に応じその改訂や具体化を進める。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

### **独占禁止法等を厳正に運用する**

2006年度も引き続き、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の普及啓発・相談対応の充実を図るとともに、コンテンツ制作に係る下請取引を行う事業者に対して下請代金支払遅延等防止法に基づく書面調査を実施する等、両法を厳正かつ迅速に運用する。

(公正取引委員会、経済産業省)

## **(2) クリエーターの能力発揮を支援する**

### **インターネットを使ったコンテンツの発信を進める**

インターネットを通じてクリエイターがエンドユーザーに近いところで自己の作品をプロモートしやすくなるよう、2006年度から、(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)など著作権等管理事業者や音楽出版社等の協力を得て、円滑、柔軟な権利処理を一層促進する。

(文部科学省)

### **コンテンツの再利用を通じた新たな創作活動を促進する**

2006年度から、利用条件を明確化したマークを作品に付す取組を奨励することなどを通して、自分の作品を積極的に利用してもらいたいと考えるクリエイターを支援し、他人の作品や保護期間の満了した作品を活用した創作活動を促す。その際、著作権等管理事業者の協力を得るなどして、このような仕組みの利便性を高める。

(文部科学省、経済産業省)

## **コンテンツ制作に対する投資を促進する**

）金融商品・サービスを横断的に規制する金融商品取引法案が2006年通常国会に提出されている。同法案が成立した場合は、コンテンツ制作に対する投資を促進するため、同法の周知を徹底する。

（金融庁、経済産業省）

）より多くの事業者がコンテンツの信託業に参入することができるよう、2006年度も引き続き、信託の担い手の拡大など信託制度の活性化について信託業法の施行状況等を踏まえ検討を進め、必要に応じ制度を整備する。

（金融庁）

）制作会社が広く資金調達を行うことができるよう、2006年度中に、LPS（投資事業有限責任組合）制度や、共同事業の手段として整備されたLLP（有限責任事業組合）制度の活用に関し、普及に努める。

（経済産業省）

## **コンテンツの制作・投資等を促進するインセンティブを付与する**

コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブについて、2006年度中に検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。

（総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

## **フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する**

）2006年度も引き続き、全国の関係行政機関等に対し、映像制作及び道路や公的施設の円滑な利用についての理解増進に向けた働きかけを行うとともに、国の施設を活用したロケーションが行われるよう基準を整備したり、東京国際映画祭においてロケーションマーケットを実施する。

（文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省）

）日本と海外のフィルムコミッションの連携を促進するとともに、各地のロケーションに必要な情報をインターネット上に集約した「全国ロケーションデータベース」について、新たに外国語版を2006年度中に作成する。

（文部科学省）

## ネット上のビジネスマーケットを構築する

2006年度から、コンテンツ製作者が企画提案や作品等の情報提供を行うとともに、国内外の事業者や配信事業者、ファンなどが、これら情報を入手し、コンテンツ配信ビジネスにつなげるためのネット上でのビジネスマーケットを構築する。

(経済産業省)

## (3) コンテンツ分野における人材育成を図る プロデューサーやクリエイターを育成する

2006年度中にコンテンツ分野の大学間連携並びに教育内容、教育方法、教育体制等の人材養成振興方策や、大学と産業界の人材育成に関するニーズのマッチング方策に関し研究を行う。

(文部科学省)

2006年度も引き続き、専門職大学院(法科大学院を含む)その他大学における自主的取組(組織の設置などを含む)への支援を一層充実するとともに、海外の機関との提携や大学と産業界の連携・協力の促進を行う。また、コンテンツに関わりの深い専門職大学院等においても、その自立的な活動を促進するため、教育活動等の質を適正に評価する認証評価機関の整備に向けた取組を奨励する。

(文部科学省、経済産業省)

2006年度中に、以下のコンテンツ人材育成のための事業を支援する。

- a) アニメ分野におけるコア人材の育成
- b) 若手映画作家の育成
- c) 映画関係団体等が学校や制作現場などと連携して行う、制作現場における実践的な実習
- d) 将来性があるプロデューサーやクリエイターの海外留学や海外研修
- e) 情報通信に関する人材研修事業の一環として、放送番組の制作などの専門的な知識や技術の向上を図るための研修
- f) クリエイターと観客をつなぐ批評家の育成

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## **映像産業振興機構の活動を支援する**

2006年度も引き続き、映画、放送、ゲーム、アニメ、音楽等の各業界が、一体となって映像産業振興機構の活動に協力することを奨励するとともに、映像産業振興機構が行う、以下の活動を支援する。

- a) インターンシップの充実など産学連携による人材の育成とその活用
- b) 金融機関による出資・融資の斡旋などによる作品制作助成
- c) 各種政策助成措置の斡旋による起業支援
- d) 内外市場の整備・開拓の取組や関係者間の連携の取組

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## **エンターテインメント・ロイヤーを育成する**

2006年度も引き続き、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークなどを活用し、訴訟実務や海外の法制度、契約ルールなどについて学ぶ機会を増やし、法律家と事業者や創作者などとの交流活動を奨励・支援することにより、国際的に通用するエンターテインメント・ロイヤーの育成に向けた取組を支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## **映像に係る産学官の集積を奨励する**

映像産業に関係する、教育機関、事業者、インキュベーター、エンターテインメント・ロイヤーなどの専門職種を集積し、相互協力により映像産業が振興されるよう、2006年度から産学官の連携の取組を奨励する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## **コンテンツ等の融合分野の人材を育成する**

コンテンツ等の自然科学と人文・社会科学の融合分野において、国際性や知的財産の知識を持つ人材は重要であり、2006年度も引き続き、こうした点を踏まえ、デジタル技術に関する論理的思考能力と芸術的な表現能力などを兼ね備えた人材育成の取組を支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

#### **(4) 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う**

##### **国内制度を整備する**

) 著作権法に関し、侵害のための専用品の提供行為について特許法と同様の間接侵害規定の創設を含め、それを超えるような規定の導入について、総合的研究を踏まえた上で検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

) 法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

) 映画の著作物については、その保護期間が「公表後50年」から「公表後70年」に延長されたが、映画以外の著作物に係る保護期間の在り方についても、著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

) いわゆる放送新条約の検討状況を踏まえ、放送事業者への放送前信号に係る権利、譲渡権の付与等に関して検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

##### **国際的な著作権制度の調和を推進する**

2006年度も引き続き、現在検討されている視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の早期採択に向けて、積極的に議論に貢献する。また、アジア諸国を中心に、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」への早期加入を働きかけるとともに、途上国における著作権制度の普及・整備を支援する。

(総務省、外務省、文部科学省)

#### **(5) 優れたコンテンツを顕彰し、制作を促進する**

##### **外国人マンガ家を顕彰する**

マンガという日本発の表現様式の国際的ステータスを高め、諸外国において市民権を獲得するため、2006年度から、新進気鋭の外国人マンガ家を顕彰するための取組を推進し、現地の作家がマンガという様式を用いて表現を行う

ことを奨励する。

(外務省)

### **メディア芸術祭を充実する**

2006年度も引き続きメディア芸術に関する優れたコンテンツを顕彰し、発表と鑑賞の場を提供するとともに、国内外の制作者によるシンポジウムの開催、新しいメディア芸術表現を追究した作品展示を行い、人材育成の機会を充実する。また、コンテンツ人材とビジネスとのマッチングを行う場として、学生作品を対象としたコンテストの開催を行うなどの取組を進める。

(文部科学省)

### **有能な人材を発掘し、顕彰する**

2006年度も引き続き、映画、音楽、アニメ等の各種コンペティションの取組や優れた業績を残した人材を顕彰する取組を幅広く支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## **(6) コンテンツに関する研究開発を促進する**

### **技術の開発を促進する**

2006年度も引き続き、以下のコンテンツ関連技術の開発を進める。

- a) 学校教育におけるデジタル放送の効果的な活用方策の開発、普及促進
- b) 国際標準規格を目指したデジタルシネマ技術に関する研究開発を支援
- c) 文化財関係の公開・展示技術等の研究開発
- d) 権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証
- e) 高精細度画像関連技術の研究開発の支援、ハイビジョン技術の海外への普及促進
- f) 教育コンテンツ等の共同利用を促進するための研究開発

(総務省、文部科学省、経済産業省)

### **コンテンツ等の融合分野の知的創造活動を支援する**

デザインやコンテンツ等の、工学分野と芸術分野との融合領域における知的創造活動を促進するため、2006年度も引き続き分野間の連携の下でメディ

ア芸術に関する基盤的な研究開発を支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

### **3. ビジネス大国を実現する**

企業経営の近代化と国際化を図り、ビジネスの障壁となる規制や商慣行をなくすことにより、国際競争力を有し、我が国経済の牽引役となるビジネス大国を実現する。

#### **(1) プロデューサー機能を強化し、国際的なビジネスを展開する**

) 我が国のプロデューサーの国際共同企画開発を支援するため、2006年度から、(財)日本映像国際振興協会(ユニジャパン)が国際共同製作の窓口となり、情報提供・マッチング支援を行うとともに、海外の映画祭においてワークショップを開催する。

(経済産業省)

) 大学等において、国際的なビジネス展開力やコンテンツ技術に関する知識を有するプロデューサーとその指導者を育てるための事業を2006年度も引き続き支援する。

(文部科学省)

#### **(2) コンテンツを輸出する**

##### **企業の海外展開を支援する**

) 2006年度も引き続き、コンテンツ海外流通促進機構への支援、映画・放送番組等コンテンツの海外見本市への出展や海外映画祭への出品の際に必要な字幕作成のための支援等を行うほか、国際交流基金やODAを通じ、アニメ・教育番組など我が国コンテンツの海外発信を支援する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

) 2006年度も引き続き、日本のコンテンツの情報発信強化のため、在外公館やJETRO等を積極的に活用し、以下のような取組を進める。

a) 2006年度から、海外に紹介されていないアニメについて、在外公館を通じて海外に紹介する「アニメ文化大使(仮称)」事業の推進

b) JETRO等において海外拠点にコンテンツ担当者を配置するなど、情報収集機能や相談対応等の体制強化

c) J E T R O 等においてコンテンツ関連企業が海外進出する上で留意すべき制度面（法令や判例等）や運用面の問題、海外における市場等の現状や課題等をまとめたハンドブックを作成するなど、必要な情報提供の実施

（総務省、外務省、文部科学省、経済産業省）

) 2006年度も引き続き、国際ルールの範囲内で、民間団体と海外諸国の団体との合作協定や交流促進協定（相互の映画祭支援や映画人教育交流支援等）の締結、クリエイター等の国際交流、国際共同製作を支援する。

（外務省、文部科学省、経済産業省）

) 家庭用ゲームを中心としたゲームの製作・流通に関する国際競争力強化のため、「ゲーム産業戦略」を2006年度中に取りまとめる。

（経済産業省）

### **東京国際映画祭の抜本的な強化を進める**

2006年度も引き続き、コンテンツの輸出を加速するため、東京国際映画祭のマーケット機能を一層拡充するとともに、開催時期に合わせ地域映画の上映やシンポジウム、ロケーションマーケットなど映画関連の各種イベントを集中して実施することを支援する。また、2006年度中に、ゲーム、アニメ、音楽、ファッションや観光などのコンテンツ関連イベントも併せて開催することを支援する。

（文部科学省、経済産業省）

### **コンテンツ関係情報提供のためのポータルサイトを創設する**

国内外の利用者が我が国のコンテンツに関する情報に円滑にアクセスできるよう、関係者が協力して権利の所在情報等を提供できる体制を充実するとともに、2006年度中に、コンテンツ・ポータルサイトの創設に向けた支援を行う。

（総務省、文部科学省、経済産業省）

### **情報家電のネットワーク化を一層促進する**

我が国の技術開発力をいかし、情報家電のネットワーク化を一層促進するため、以下の研究開発・実証実験を2006年度中に実施する。

a) 性能に差異がある情報家電でも、安全・安心に、ネットバンキングやe

- コマース、機器自動調整等のサービスに利用できる技術の確立
- b) 各情報家電の相互接続性確保のために最低限必要なホームサーバ・ホームゲートウェイの仕様の確立
- c) コンテンツ配信モデルの検証

(総務省、経済産業省)

### **諸外国との連携を強化する**

) アジア各国の閣僚級会合である「アジアコンテンツ産業セミナー」の開催やアジアを対象としたライセンス研修事業等を2006年度も引き続き実施する。

(外務省、経済産業省)

) 国際競争力のあるコンテンツを作るとともに、創作活動の場としての日本の魅力を増す観点から、外国人クリエイターの受入れを促進する。このため、2006年度中に、産業界における具体的なニーズや外国人クリエイターが有する専門的な知識や技術の内容、それを客観的に評価する方策等を明確化する。

(法務省、経済産業省、関係府省)

### **音楽レコードの還流防止措置制度を活用するとともに輸出を拡大する**

2006年度も引き続き、音楽レコードの還流防止措置の運用状況や海外における邦楽レコードの販売・ライセンス状況を調査し、公表するとともに、輸出の拡大を促す。

(財務省、文部科学省、経済産業省)

## **(3) 著作権に係る課題を解決する**

### **マルチユースを想定した契約を普及し、権利の集中管理を進める**

2006年度中に、マルチユースを想定しクリエイターへのリターンにも配慮した契約の普及を図るとともに、映像実演やレコード等の集中管理が進んでいない分野において、著作権管理事業制度の一層の活用を進める。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## **ブロードバンド配信に関する利用料率に係る取組を促進する**

2006年度も引き続き、放送事業者制作のテレビドラマをブロードバンド配信する場合の使用料額の目安に関する暫定合意など、二次利用のためのルールづくりに向けた関係者間の協議を奨励し、利用に向けた普及を行う。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## **デジタル化時代に対応した法制度を構築する**

知的財産基本法第18条第2項の趣旨に則り、2006年度中に、デジタル化・ネットワーク化時代に対応した法制度の検討を行い、コンテンツ流通の促進やクリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## **私的使用複製について結論を得る**

私的録音・録画について抜本的に見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行い、2007年度中に一定の具体的結論を得る。その際、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案するとともに、国際条約や国際的な動向との関連やユーザーの視点に留意する。また、技術的保護手段との関係等を踏まえた「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約の在り方の見直し、オンライン配信への移行を踏まえた音楽関連産業の在り方等についての検討を進め、2006年度中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

## **デジタル化時代に対応した権利制限について結論を得る**

) デジタル機器の保守・修理時における一時的固定等について、一定の条件の下で複製権を制限する規定を整備するため、2006年度中のできるだけ早い国会において著作権法の改正案を提出する。

(文部科学省)

) e ラーニング推進のため、第三者が作成した著作物を学校の授業の過程で公衆送信により利用することについて、権利者・教育関係者間での権利処理の在り方などに係る教育関係者による具体的な提案を踏まえて検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

### **権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する**

非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製などの特許審査手続きに係る権利制限、承認・再審査・再評価制度において必要な研究論文等の複製などの薬事行政に係る権利制限等に関し、2006年度中のできるだけ早い国会において著作権法の改正案を提出する。

(文部科学省)

### **契約・利用の観点からライセンシーの保護などについて結論を得る**

共有著作権、著作物の「利用権」及びライセンシーの保護に係る制度整備等について検討を行うとともに、その関連で登録制度を見直すことなどに関して検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

### **技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象について結論を得る**

コンテンツを適切に保護し、その流通の一層の円滑化を図るとともに、技術的保護手段の有用性を担保するため、不正競争防止法上の技術的制限手段回避機器の譲渡に関する差止措置等の活用について周知徹底を図るとともに、接続管理(アクセスコントロール)回避行為への刑事罰の導入等について、将来の管理技術開発への影響等を踏まえつつ、法的措置の必要性の有無について、2006年度も引き続き検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)

## **(4) 統計資料を整備する**

我が国のコンテンツに関する統計を精緻化し、諸外国の統計とも比較可能なものとするため、2006年度中に、統一的な統計資料を取りまとめ、公表する。

(総務省、経済産業省)

## **(5) ライブエンターテインメントを振興する**

### **業界の近代化・合理化を支援する**

2006年度からライブエンターテインメントに関する「出演契約に関するガイドライン」を周知するとともに、出演契約書のひな形の作成や舞台出演契約締結の徹底など、業界の自主的取組を奨励する。

(文部科学省、経済産業省)

### **集積化に向けた取組を奨励し、観光との連携を進める**

2006年度も引き続き、ホール・劇場・映画館等の集積化などに向けた関係者の自主的な取組を奨励、支援する。また、地域・観光情報を含めたライブエンターテインメントのシアターカレンダーの定期刊行化等、観光との連携に関する関係者の自主的な取組を奨励、支援する。

(文部科学省、経済産業省、国土交通省)

## **(6) 地域コンテンツの活用を促進する**

2006年度も引き続き、海外からの積極的なロケの受入、地域での上映イベントの開催など、観光産業をはじめとした地域の産業とコンテンツが一体となった取組を支援する。

(経済産業省)

## **4. 改革のロードマップを実現する**

2006年度末までの「集中改革期間」における改革を実効あるものとするため、関係府省の取組の促進を図るとともに、「コンテンツビジネス改革のロードマップ」に従って、2006年度中に目標の達成状況の評価を行い、その結果を今後の取組に反映する。

( 総合科学技術会議、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省 )  
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

## **5. コンテンツ促進法を的確に運用する**

2004年6月に施行されたコンテンツ促進法について、2006年度も引

引き続き、同法を的確に運用するとともに、同法の施行状況を評価し、必要に応じ見直しを行う。また、同法第25条に規定する「コンテンツ版パイ・ドール制度」の関係府省における取組状況の定期的な調査等を通じ、2006年度も引き続き、同制度の積極的な利用を推進する。

(関係府省)

## ．ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略を進める

世界における印象と存在感を向上させて、愛され尊敬される日本となるためには、我が国の文化創造力を一層向上し、自由で活発な交流を進め、国として魅力ある「日本ブランド」を確立・強化していく必要がある。

その際、食・地域ブランド・ファッションは、海外でも十分通じる優れたものが豊富に存在しており、こうした日本の優れたライフスタイルをいかした「日本ブランド」づくりが国家戦略上も重要である。

これまで、ライフスタイルビジネスは民間がその主役を担ってきているが、「日本ブランド」の振興を国家戦略として、今後は、官民の関係者が一体となって自由な競争の阻害要因を取り除き、更なる発展に必要な環境整備や支援に努めていくことが必要である。

また、我が国の優れたライフスタイルやその背景にある文化について、国民自身が評価し、振興や教育に努めるとともに、観光や文化外交などと連携し、積極的に海外展開を行い、日本の魅力を戦略的に情報発信することが重要である。

### 1．豊かな食文化を醸成する

#### **(1) 安全・安心な日本食を世界に広め、日本食人口の倍増を目指す**

##### **食の安全・安心キャラバンを世界に派遣する**

安全・安心でヘルシーな日本食と食材を世界に広めるため、2006年度から、生魚の調理方法など衛生の観点も含めた料理技術講習会を世界各地で実施する。

(外務省、厚生労働省、農林水産省)

##### **外国人シェフを対象とした実務研修を行う**

2006年度も引き続き、海外でのワークショップや外国人シェフを対象とした日本の料理店等での実務研修など、料理人等の団体や専門学校が行う自主的な取組を支援する。

(外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省)

## **日本食文化を海外に普及する**

2006年度も引き続き、在外公館やJETROによる日本食やその背景にある文化のPRを強化するとともに、民間の海外展開に向けた自主的な取組を支援する。

(外務省、農林水産省、経済産業省)

## **(2) 優れた日本産の食材を世界に普及させる**

農林水産物・食品の輸出額を2004年から2009年までの5年間で倍増するため、2006年度中に、重点的に市場開拓を行う国・地域ごとの輸出戦略を策定し、官と民が一体となって、日本食文化の海外普及、戦略産品を中心とした販売促進活動への支援、輸出阻害要因の是正、推進体制の整備等を総合的に推進する。

(外務省、農林水産省)

## **(3) 安全・安心と正直さが伝わる食材づくりを推進する**

消費者に信頼される食材のブランドづくりを推進するため、2006年度からは、安全・安心で高品質な食材の生産体制に加えて流通段階の品質管理を強化するとともに、生産・流通・小売の各段階における消費者への産地・生産者の情報等の積極的な提供を図る。

(農林水産省)

## **(4) 優れた日本の食文化を評価し、発展させる**

民間関係者が主体となった「食文化研究推進懇談会」による日本の食文化を国内外に普及するための取組について、2006年度も引き続き支援するとともに、その成果を積極的に政策に反映する。

(外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、関係府省)

## **(5) 食を担う多様な人材を育成する**

### **料理学校と料理店の連携を強化する**

料理人の資質の向上のため、2006年度も引き続き、調理師及び専門調理師・調理技能士を育成するとともに、専門学校などの調理師養成施設等と料理業界の連携など、基礎的な教育や多様なニーズに対応した実学的教育の充実を

促進する。

(文部科学省、厚生労働省)

### **大学に食関係の学部や学科を設置する**

日本の食文化を理解する人材や、「調理」「栄養」「食文化」「経営」「マネジメント」などの総合的なスキルを持った人材を育成するため、2006年度も引き続き、食関係の学部、学科の設置など、大学等による自主的な取組を支援する。

(文部科学省)

### **(6) 国民運動として食育を推進する**

食育基本法に基づき2006年3月に決定された「食育推進基本計画」に従い、2006年度から毎年6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」を中心とする広報啓発活動を展開するとともに、朝食をとることなど子どもの生活リズムの向上、栄養教諭を中核とした学校における取組、「食事バランスガイド」等の活用促進、地産地消の推進などに取り組み、家庭、学校、地域等様々な分野において、国民運動として食育を推進する。

(内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、関係府省)

## **2. 多様で信頼できる地域ブランドを確立する**

### **(1) 魅力ある地域ブランドを生成する**

#### **地域団体商標制度を活用する**

2006年度4月から施行された地域団体商標制度について、2006年度のできるだけ早期に、法施行後の運用実態を踏まえ制度・運用をより明確化するとともに、関係者が連携・協力して、団体等に対する普及・啓発活動を引き続き実施し、地域ブランドの保護の手段として各種団体が同制度を積極的に活用することを促進する。

(農林水産省、経済産業省)

## **優れた地域ブランドをつくる**

2006年度も引き続き、生産者の意識喚起や戦略づくりを支援するため、業種間の連携や地域間の交流などを通じたフォーラムの開催やアドバイザーの派遣を実施するとともに、地域の中小企業等が行う開発や高品質化・高付加価値化の取組に対し支援する。また、地域ブランドの掘り起こしを図るため、優れたブランドを顕彰するコンテストを支援する。

(農林水産省、経済産業省)

## **地域ブランドを発信し、大きく展開する**

2006年度も引き続き、地域ブランドを生産・販売する生産団体や中小企業等による展示会や見本市の開催・出展、マーケットリサーチ等に対し支援する。

(農林水産省、経済産業省)

## **(2) 地域ブランドに対する消費者の信頼を向上させる**

### **地域ブランドに関する基準を整備・公開する**

2006年3月、地域食品について、団体が自主的に、地理的範囲や生産方法、品質などの基準を作成することを促進するため、地域食品ブランド表示基準を整備したところであり、2006年度も引き続き、各種団体等に対して普及・啓発を図り同基準の積極的な活用を促す。

(農林水産省)

### **外食産業による原産地等の表示を促進する**

外食事業者による原材料の原産地表示の取組を促進するため、外食における原産地表示に関するガイドラインについて、2006年度から、マニュアルの策定等普及を強化する。

(農林水産省)

### **景品表示法、JAS法を厳正に運用する**

地域ブランドに関し、消費者取引の適正化を図るため、2006年度も引き続き、一般消費者の協力も得て、景品表示法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)を厳正に運用し、不正表示の取締りを進める。

(公正取引委員会、農林水産省)

### **(3) 地方公共団体と産地が一体となった情報発信を奨励する**

2006年度から、「立ち上がる農山漁村」などの施策を通じて、地方公共団体と産地が連携し知財権を用いて地域を活性化する先進的事例について、全国へ発信する。また、地方公共団体と産地が自主的に連携し、地域ブランドの海外展開の促進や国内外の違法地域ブランドの流通防止などに取り組むことを奨励する。

(農林水産省、経済産業省、国土交通省)

## **3. 日本のファッションを世界ブランドとして確立する**

### **(1) 世界に情報発信する**

#### **東京発日本ファッション・ウィークを抜本的に強化する**

「東京発 日本ファッション・ウィーク」が、ビジネスとしても大きくまわるよう、2006年度から、質と発信力を抜本的に強化する。

- a) JETROや在外公館を通じ、海外の有力なバイヤーやジャーナストへのPRを抜本的に強化する。
- b) 海外のバイヤーやジャーナリストが、日本の強みである繊維のものづくり技術を用いた国内産生地を実感できるよう隣接会場で展示する。
- c) アジアの情報発信拠点としての役割を果たすため、アジアをはじめとする世界トップクラスの新進デザイナーやモデルなどの参加を促す。

(外務省、経済産業省)

#### **ストリートファッションを世界に紹介する**

海外からの関心が高いストリートファッションを効果的に世界に紹介する。

- a) ファッション関係の民間団体等に対し、2006年度から、ストリートファッションに関するウェブサイトの情報を拡充するよう促す。
- b) ビジットジャパンキャンペーンと関連付け、2006年度から、ファッション関係の民間団体等に対し、観光団体や地元商店会などと連携し、外国人観光客向けにストリートファッションの発信源となるショップ等を回るツアーを組むよう促す。

(経済産業省、国土交通省)

## **地域の特性を踏まえたファッションの振興と良好な景観づくりを促す**

2006年度も引き続き、地域の歴史的・産業的特性を踏まえたファッションの振興を促すとともに、良好な景観づくりを行うよう支援する。

(経済産業省、国土交通省)

## **(2) ファッションビジネスの競争力を高める**

### **中・長期的発展戦略を官民で策定する**

優れたものづくりを行う中小の繊維製造事業者や、新進デザイナーが国際競争力を高めるよう、2006年度から、官民を挙げてファッションビジネスの中長期的発展戦略の策定に着手する。

(経済産業省)

### **新進デザイナーの事業活動を支援する**

) 新進デザイナーの販路拡大を支援する。

- a) 海外での販売力を強化するため、2006年度中に、海外のマーケットや有力小売店に関する情報を民間で整備するよう促す。
- b) 2006年度中に、百貨店に対し、国内の新進デザイナーに売り場を提供するよう促す。

(経済産業省)

) 2006年度から、新進デザイナーに対し、商工会議所などが提供するビジネス支援制度の情報を提供し、利用を促す。金融機関やアパレル・小売企業に対し、デザイナーへの資金支援を促す。その際、LLP制度や信託制度など新しいスキームの活用も促す。

(経済産業省)

) 2006年度から、ファッションショーや新製品発表会を国立美術館や国立博物館において行うことができる旨をホームページ上で広報する。また、地方公共団体に対し、所有施設を新進デザイナーに積極的に貸し出すことを促す。

(文部科学省、経済産業省)

### **つくり手の能力を高め、ビジネスの基盤を強化する**

）2006年度も引き続き、技術力のある中小の繊維製造事業者と優れたデザイナーが組み、流通力のある小売・アパレル企業との連携を図る展示会である「クリエイション・ビジネスフォーラム」を充実させる。

（経済産業省）

）国内の優れた中小繊維製造事業者と海外の新進デザイナーが共同製作する機会を設け、日本発の海外に通用するブランドの創出を加速する。このため、海外の新進デザイナー（ファッションとテキスタイルのデザイナー）の企業への受入れ制度の整備について検討し、2006年度中に結論を得る。その際、国際交流基金や中小企業基盤整備機構等においても、受入れへの支援について検討を行う。

（外務省、経済産業省）

### **（3）ファッション関係の人材を発掘・育成する**

#### **教育の質を高める**

人材育成機関と産業界の連携を強化し、教育の質を高めるよう促す。

- a) 2006年度から、人材育成機関に対し、繊維のものづくり技術やデザインに関する知識を有し、国内外のファッションビジネスにも通じている人材を産業界から講師として登用する取組を、2006年度から強化するよう促す。
- b) 産業界に対し、受講生のインターン受入れを、2006年度から充実するよう促す。

（経済産業省）

#### **子どもが創作を体験する機会を増やす**

2006年度から、学校、自治体及び産業界に対し、ファッション・キッズ・スクールや造形・創作ワークショップ等を充実させるよう促す。

（文部科学省、経済産業省）

## **4 . 日本の魅力を海外に伝える**

## **(1) 文化外交、観光等と連携した情報発信を行う**

### **在外公館や国際空港における発信を強化する**

）2006年度から、在外公館において、日本ブランドの発信に貢献する民間企業等に対し、ファッションショー、製品展示会等の催しの開催、相手国政府への仲介、情報提供等により積極的に支援するとともに、政府自らも日本ブランドの発信を推進する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

）2006年度から、国際空港の免税エリアなど外国人の目に付きやすい場所を活用し、日本のブランド製品の販売や各種情報の発信を促進する。

(農林水産省、経済産業省、国土交通省)

### **外国人観光客に日本のすばらしさを体験してもらう**

2006年度も引き続き、外国人観光客を対象として、日本の食、地域ブランドや、ファッションなどの日本ブランドを取り入れた観光ツアーやイベントの企画・提案に関する関係者の自主的な取組を支援する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

### **積極的に文化外交を進める**

2006年度も引き続き、「国際文化交流推進会議」において、海外に向けた日本の魅力の発信や海外における日本のイメージについての調査を始め、国際文化交流のための諸施策について、連携協力する体制を構築し、我が国の文化の海外への発信を効果的かつ効率的に推進する。

(外務省、文部科学省、関係府省)

## **(2) 日本文化の発展や海外発信に貢献した者を顕彰する**

2006年度も引き続き、日本文化の発展や海外への紹介に功績のあった者を積極的に顕彰する。その際、外国人を積極的に顕彰するとともに、年齢にとられることなく、速やかに顕彰する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

### **(3) 優れたライフスタイルを評価し、日本ブランドとして確立する**

#### **新しい日本ブランド = 新日本様式を推進する**

日本の伝統文化に見い出されるデザイン・機能・コンテンツなどを現代生活に合わせて再提言し、新しい日本ブランド(「新日本様式」)として確立することを目的として、商品・コンテンツの選定・表彰、開発・提供等に対する支援、国内外への普及啓発等の活動を、2006年度も引き続き、積極的に奨励する。

(外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

#### **我が国の優れた製品を日本ブランドとして確立し発信する**

我が国の優れた製品(家具、陶器、宝石等)であって、それに見合う世界的評価を確立しうるものについて、2006年度から、業種ごとの選定委員会を設置し、品目ごとに海外における代表的な展示会に出展することなどにより、日本ブランドとして確立するとともに世界に向けて発信するための取組を開始する。

(経済産業省)